

徳島県収用委員会告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

一 起業者の名称 国土交通大臣
二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

に伴う県道付替工事

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番二二	畑	九〇九 平方メートル	不明	四七〇・一九 平方メートル
八番四五	田	一、二四六 平方メートル	不明	八四〇・六九 平方メートル

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番二二	畑	九〇九 平方メートル	不明	三八・四五 平方メートル
八番四五	田	一、二四六 平方メートル	不明	四一・八七 平方メートル

五 土地所有者の氏名、住所等

服部 芳文 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月十五日